

越谷市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に向け、市民の防犯意識の向上を図るため、防犯カメラを設置する者に対し、予算の範囲内で越谷市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 撮影機器、録画機器その他これらの関連機器で構成されるものであって、侵入窃盗等を未然に防止するため屋外に設置されるものをいう。
- (2) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、画像記録装置又は外部記憶媒体に記録された電磁的記録であって、画像表示装置を用いて画像として表示することができるものをいう。
- (3) 自宅等 市内の住宅（併用住宅及び兼用住宅並びに共同住宅を含む。）であって、自らが主として居住するものをいう。
- (4) 集会施設 自治会館その他自治会が設置する集会のための施設をいう。

(補助対象機器)

第3条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する防犯カメラとする。

- (1) 市内の店舗又は事業所で購入したものであること。

- (2) 自宅等又は集会施設の敷地内（屋内を除く。）に設置すること。
- (3) 防犯カメラを設置する自宅等若しくは集会施設の出入口（玄関その他人の出入りが可能な部分をいう。以下同じ。）の周辺又は当該出入口に接している道路を継続して撮影すること。
- (4) 撮影した画像データを記録する機能を有すること。
- (5) 夜間の撮影が可能なこと。
- (6) 被写体を追跡する機能を有しないこと。
- (7) 未使用品であること。
- (8) リース品ではないこと。
- (9) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度による補助を受け、又は受ける予定の機器ではないこと。

（補助対象者等）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、補助対象機器の購入及び設置（以下「購入等」という。）に係る契約の締結、当該契約に基づく費用の支払い並びに補助対象機器の設置を行う前に補助金の交付決定を受けた者に限る。

- (1) 自宅等に補助対象機器を設置する者であって、次のア及びイの要件のいずれにも該当するもの
 - ア 市内に住所を有する者であること。
 - イ 市税等（市民税及び県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税をいう。）の滞納がないこと。

- (2) 集会施設に補助対象機器を設置する自治会

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯又は自治会ごとに1回限りとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入費用（設置に係る費用を含む。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に100分の50を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付申請は、市長が別に定める受付期間において行うものとする。

2 市長は、前項の受付期間内における補助金の交付申請の総額が補助を行う年度の予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、当該年度に係る補助金の交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったときは、当該交付申請を行った者について抽選を行い、当該年度の予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

（申請書の様式等）

第8条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第1項第2号に掲げる事項は、記載することを要しない。

3 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

4 規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象機器の購入等に係る経費の内訳が分かる見積書の写し
- (2) 補助対象機器の設置位置及び撮影範囲を明示した図
- (3) 補助対象機器の設置場所の写真
- (4) 委任状（代理人による申請の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 9 条 市長は、規則第 5 条第 1 項の申請書が提出されたときは、補助金の交付又は不交付を決定し、越谷市防犯カメラ設置補助金（交付・不交付）決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更又は中止）

第 10 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象機器の購入等の計画（以下「計画」という。）の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、越谷市防犯カメラ設置補助金計画変更等承認申請書（第 3 号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、交付決定を受けた補助金交付額の増額を要することとなる計画の内容の変更については、申請することができないものとする。

（変更又は中止の承認）

第 11 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更又は中止を承認するか否かを決定し、越谷市防犯カメラ設置補助金計画変更等（承認・不承認）通知書（第 4 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更を承認するときは、必要に応じて交付決定の内容を変更し、及び条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第 12 条 市長は、交付決定者が第 4 条第 1 項に規定する要件を満たさなくなったときは、第 9 条の規定による交付決定を取り消すことができる。

（報告書の様式等）

第 13 条 規則第 15 条第 1 項の報告書の様式は、第 5 号様式のとおりとし、交付決定者は、補助対象機器の購入等の完了後、第 9 条の規定による交付決定の日の属する年度の 2 月末日までに提出するものとする。

2 規則第15条第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象機器の購入等に係る領収書の写し及び購入等に係る経費の内訳が分かる書類
- (2) メーカー等が発行した補助対象機器の保証書の写し
- (3) 補助対象機器の設置状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定通知は、第6号様式により行うものとする。

(請求書の様式等)

第15条 規則第18条第2項の請求書の様式は、第7号様式のとおりとし、交付決定者は、規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づくカメラの耐用年数とする。

2 交付決定者は、前項に規定する期間が経過する前に、補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を処分しようとするときは、越谷市防犯カメラ設置補助金に係る財産処分承認申請書（第8号様式）により市長の承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第17条 市長は、補助金の交付を受けて補助対象機器を設置した者に対し、必要に応じて設置状況の報告その他の協力を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則(令和7年告示第78号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第4項の規定は、この告示の施行の日以後の越谷市防犯カメラ設置補助金の交付申請について適用し、同日前の交付申請については、なお従前の例による。